

# 平成28年1月からマイナンバー(個人番号)の利用が始まります



マイナンバー制度の開始により平成28年1月から町の一部の事務で申請書などにマイナンバーの記入が必要になります。

(ただし、マイナンバーが分からなくても、受付できます。)

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現することを目的に導入されます。

マイナンバーの利用範囲は、現在の法律では、社会保障(年金・労働・医療・福祉)、税、災害対策に限定されています。法令や条例で定められた行政手続きで、その目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。また、他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰の対象となります。

## 平成28年1月からマイナンバーを利用する事務(予定)

事務名	主な該当手続き	担当課
税務事務	所得課税証明、納税証明の申請など	町民課 ☎893-1117 吾北総合支所住民福祉課 ☎867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎869-2112
児童手当事務	認定請求、額改定請求など	
児童扶養手当事務	認定請求、額改定請求など	
ひとり親家庭医療事務	医療費助成、貸付など	
特別児童扶養手当事務	認定請求、額改定請求、所得状況届など	
福祉医療費助成事務	認定、変更の申請など	
国民健康保険関係事務	資格、給付の申請など	
後期高齢者医療保険関係事務	資格、給付の申請など	
介護保険料関係事務	減免、猶予など	
保育園・幼稚園入園関係事務	入園の決定、利用料の賦課など	
町営住宅管理事務	申請、使用料の減額免除など	管財契約課 ☎893-1114 吾北総合支所住民福祉課 ☎867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎869-2112
障害福祉関係事務	申請など	ほけん福祉課 ☎893-3810 吾北総合支所住民福祉課 ☎867-2300 本川総合支所住民福祉課 ☎869-2112
介護保険関係事務	認定、給付の申請など	
母子保健事務	未熟児養育医療の申請など	
	母子保健手帳の交付など	

◎法律等の改正などにより変更となる場合があります。